

**平成 2 9 年度沖縄県計画に関する
事後評価**

**令和 2 年 1 月
沖縄県**

3. 事業の実施状況

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No.3】 病床機能の分化・連携を推進するための 基盤整備事業	【総事業費】 11,883 千円
事業の対象となる区域	北部、中部、南部、宮古、八重山	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後、増加が見込まれる回復期機能及び在宅医療の医療需要に適切に対応するため、不足が見込まれる回復期病床及び在宅医療提供体制の確保が必要。	
	アウトカム指標：沖縄県内で 2025 年に不足する回復期病床約 3,000 床の確保。	
事業の内容（当初計画）	急性期から回復期、在宅医療に至るまで一連のサービスを地域において総合的に確保するため、地域包括ケア病棟等へ転換に係る施設・設備の整備を支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	地域包括ケア病棟等回復期病床の増加：56 床	
アウトプット指標（達成値）	地域包括ケア病棟等回復期病床の増加：71 床	
事業の有効性・効率性	（事業終了後 1 年以内のアウトカム指標） 県内の回復期病床数 H29 年 1,680 床 → H30 年 1,988 床 県による医療機関への調査により回復期病床の増加を確認できた。	
	（1）事業の有効性 不足する病床機能へ過剰な病床機能から転換を促進することにより、病床機能の分化、連携の推進に向けバランスのとれた医療提供体制構築の取り組みの推進が図られた。	

	<p>(2) 事業の効率性</p> <p>施設基準届出に必要な改修等の費用を対象とし、事業者に対し、工事発注の入札による執行を指導したことにより効率的に事業が執行された。</p>
その他	

事業の区分	1. 病床機能分化・連携推進事業	
事業名	【No.6】 地域医療構想を実現する病床機能転換を 推進するための体制整備事業	【総事業費】 3,240 千円
事業の対象となる区域	北部、中部、南部、宮古、八重山	
事業の実施主体	沖縄県、医療機関	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニ ーズ	構想上必要とされる回復期病床 4,674 床の整備を行うには、 回復期病棟で必要となる人材の確保並びに患者のスムーズ な在宅復帰等を支援するための体制を整備する必要がある。 アウटकム指標：地域医療構想上整備が必要な全圏域において 回復期機能の病床を平成 30 年度までに 600 床整備する。	
	病床機能の分化・連携を推進するため、回復期機能への機 能転換を行うために医療機関で必要となる人材の確保及び 円滑な在宅復帰を支援するために必要な研修等を実施す る。	
事業の内容（当初計画）	病床機能の分化・連携を推進するため、回復期機能への機 能転換を行うために医療機関で必要となる人材の確保及び 円滑な在宅復帰を支援するために必要な研修等を実施す る。	
アウトプット指標（当初 の目標値）	・地域包括ケア病棟、回復期リハビリテーション病棟への 機能転換を図るために必要な人材確保：48 人 ・病床からの患者の円滑な在宅復帰、在宅療養につなげる ための患者像理解のための研修受講者数：60 人	
アウトプット指標（達成 値）	・地域包括ケア病棟、回復期リハビリテーション病棟への 機能転換を図るために必要な人材確保： 「回復期機能の充実に向けた研修会」参加者 135 人	
事業の有効性・効率性	（事業終了後 1 年以内のアウटकム指標） 県内の回復期病床数 H29 年 1,680 床 → H30 年 1,988 床 県による医療機関への調査により回復期病床の増加を確 認できた。	
	（1）事業の有効性 DPC データ分析による回復期機能の不足量等に関する調 査分析を実施し、その調査結果を各医療圏における地域医 療対策会議（地域医療構想調整会議に相当）で説明すると ともに、医療機関を対象とした「回復期機能の充実に向けた 研修会」を開催し、地域包括ケア病棟及び回復期リハビ リテーション病棟の役割の重要性と具体的な機能転換の事	

	<p>例を説明し、回復期病床への機能転換の促進が図られた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>具体的に回復期病床への転換を検討する医療機関に向けた研修内容とすることで、効率的に機能転換の促進を図る事業内容となった。</p>
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.19】 精神障害者地域移行・地域定着促進事業	【総事業費】 145 千円
事業の対象となる区域	北部、中部、南部、宮古、八重山	
事業の実施主体	沖縄県	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>入院患者の 3 分の 2 を占める長期入院精神障害者の解消及び新たな長期入院への移行を予防するため、医療機関と地域（保健・福祉分野）の連携体制を構築し、多職種で協働して地域移行支援を進めていく必要がある。</p> <p>アウトカム指標：長期入院患者数の減少 政策効果を見込まない場合： H26 年 3,039 人 → H32 年 3,274 人 政策効果を見込んだ場合： H26 年 3,039 人 → H32 年 3,052 人</p>	
事業の内容（当初計画）	<p>①地域での医療と福祉の連携体制を整備するためのコーディネーターを配置し、精神科医療機関と障害福祉サービス事業所の接着を図る。</p> <p>②精神障害入院患者が実際に障害福祉サービス等を短期的に利用することで、患者の退院意欲の喚起、退院後の地域での受け入れを円滑にする。（協力事業所や同行支援員、病院・事業所間のコーディネート職員に対する謝金等の経費に対する支援を行う。）</p> <p>③精神科医療機関が開催する医療保護入院退院支援委員会（院内委員会）等へ入院患者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供を行う地域援助事業者等を招聘するなど、地域における医療と福祉の連携体制を整備するための経費に対する支援を行う。</p> <p>④長期入院精神障害者の地域移行に向けた人材育成のために必要な研修の企画・実施を行う。</p>	
アウトプット指標（当初の目標値）	・コーディネーターを配置する圏域数	4 圏域 → 5 圏域
	・精神障害入院患者の事業所利用者数	3 人 → 5 人以上
アウトプット指標（達成値）	・コーディネーターを配置する圏域数	H29 年 4 圏域 → H30 年 4 圏域

	<p>・精神障害入院患者の事業所利用者数 H29年 3人 → H30年 28人</p>
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 長期入院患者数の減少 H26年 3,039人 → H30年 2,733人</p> <p>(1) 事業の有効性 本事業により、精神障害入院患者の事業所利用者数が3人から28人となり、目標を達成することができた。 一方で、コーディネーターを配置する圏域は4圏域のままで、目標を達成できなかった、残る1圏域は離島圏域であり、適任の人材がないことが大きな要因となっている。引き続き、配置に向け取り組みを進めると同時に、残る1圏域のバックアップ体制について検討を進めていきたい。</p> <p>(2) 事業の効率性 事業の運用において、利用のしにくさや、手順がわかりにくい等の意見あるため、実施要綱を見直しや、フローチャートの作成等を行い、事務の効率化を図っていきたい。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.20】 看護師等修学資金貸与事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 22,657 千円
事業の対象となる区域	北部、中部、南部、宮古、八重山	
事業の実施主体	沖縄県	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>県は、第七次看護職員需給見通しを基に、救急病院において、夜間の勤務や過重な労働条件から慢性的に看護師の離職率が高い状況が続く事、及び7対1看護体制の導入から看護師の需要要望は高くなっていく状況を踏まえ、平成23年度に修学資金の貸与を受けた者が就業することにより返還債務が免除となる施設に救急病院を加えた。</p> <p>一方、国は平成26年に地域包括ケアシステムの構築に取り組む事を法的に位置づけており、そのためには訪問看護や老人福祉施設等の機能強化が重要であるが、これら施設の看護職員の確保困難性は採用率が訪問看護ステーションで45.5%、特別養護老人ホームで35.1%と全施設平均の74.1%を大きく下回っていることから明らかであり、行政による誘導策は医療機関への充足を待てられない事から平成27年度に老人福祉施設等を修学資金の免除対象施設に加えた。</p> <p>また、看護職員数はその数において順調に増加しているとはいえ、離島等の過疎地域については、未だ不足している状況があり、地域包括ケアシステム構築にはさらなる確保が必要な状況である。</p> <p>これら沖縄県の現状から、県内で養成した看護職者の県外流出を防ぎ、県内医療機関へ就業させる事を目的に修学資金を貸与し、県内看護職を安定的に育成していく必要がある。</p>	
	アウトカム指標： アウトカム指標：平成28年度県内就業看護師14,732名から毎年新規120名程度の増加 H28年14,732人 → H30年14,972人	

事業の内容（当初計画）	県内の看護職員の確保及び質の向上に資する事を目的とし、将来県内で業務に従事する養成校の看護職等修学生に修学資金を貸与する。
アウトプット指標（当初の目標値）	将来県内で業務に従事する養成校の看護職等修学生 280名への修学資金の貸与
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度は 282 名に貸与 ・県内就業看護師 新規 117 名 （平成 31 年 3 月に養成校を卒業した貸与生 129 名、うち県内の免除対象施設に就業した者 117 名）
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 平成 28 年度県内就業看護師 14,732 名から毎年新規 310 名程度の増加 H28 年 14,732 人 → H30 年 15,357 人</p> <p>（1）事業の有効性 申請者 416 名に対し、282 名に貸与した事により、修学を続けるために援助を必要とする看護学生の 67.8%に資金貸与を行うことができた。</p> <p>（2）事業の効率性 救急病院や福祉施設等を免除対象施設に含めることにより、より卒業後の就業先選択がより広範囲となり、県内で養成した看護職者の県外流出を防ぐことにつながっている。</p>
その他	